

令和7年度石巻市奨学生第3次募集要領（予約採用）

石巻市では、石巻市出身の優秀な学生で経済的理由により修学困難な方々に学資を貸与し、有能な人材を育成するため、奨学生を募集します。

1 応募資格

- ・ 令和8年度に進学予定の方（進学先が決定していない状況での応募可能）
- ・ 石巻市に2年以上居住している方
- ・ 学業優秀（評定平均3.5程度以上を基準）、品行方正及び身体健全であり、経済的理由により修学困難な方
- ・ 他の貸与型奨学金制度の奨学生ではない方、また、奨学生となる予定のない方

2 募集人員

- ・ 高校生（高等専門学校1年～3年生を含む）
 - ・ 専修学校生（修学期限が2年以上の課程に限る）
 - ・ 大学生（短期大学生、高等専門学校4年～5年生を含む）
- （注1）大学・短期大学は、学校教育法による大学の学部・学科（課程）、短期大学を指し、国・公・私立の別は問いません。ただし、大学・短期大学の通信教育学部・別科・放送大学、自治医科大学（医学部）、防衛大学校・職業能力開発大学校等は対象になりません。
- （注2）専修学校とは、学校教育法で定められている専修学校高等課程、専門課程を指します。

3 募集期限

令和7年11月20日（木）必着（郵送可）

4 貸与額及び貸与時期

令和8年4月と9月の年2回、半年分を一括貸与

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ・ 高校生 | 15,000円以内/月（年額180,000円以内） |
| ・ 専修学校生（高等課程） | 15,000円以内/月（年額180,000円以内） |
| ・ 専修学校生（専門課程） | 45,000円以内/月（年額540,000円以内） |
| ・ 大学生 | 45,000円以内/月（年額540,000円以内） |

5 提出書類

①奨学生採用願

②奨学生推薦書（開封無効）※成績証明書の提出をお願いする場合があります。

③住民票謄本 本籍、続柄等が記載されたもの・・・市役所（2階市民課）、各総合支所（市民福祉課）または各支所で交付

④令和7年度市県民税（非）課税証明書及び評価証明書（同一世帯内の全員分。学生は除く） ・・・市役所（3階市民税課）、各総合支所（市民福祉課）または各支所で交付

⑤奨学金預金口座振込依頼書（申請者本人の口座）

・・・口座番号等の確認のとれる通帳を開いた1ページ目の写しを添付

6 配布先

願書等の用紙は、石巻管内の高等学校、石巻市教育委員会学校教育課（市役所4階）、各総合支所及び各支所の窓口で配布します。

また、市ホームページにおいて掲載しています。

7 提出先及び方法

下記担当まで持参または郵送（募集期間内必着）にて、提出してください。

8 奨学生採用の決定について

奨学生選考委員会の推薦に基づいて、市長が決定し、12月下旬に奨学生として内定します。

進学先の決定後、令和8年3月31日までに合格通知書の写しを学校教育課にご提出ください（郵送可）。

令和8年4月中旬に開催する奨学生選考委員会において、合格通知書の提出があった奨学生内定者を報告し、正式に奨学生として決定します。

正式決定後、採用者については、誓約書（連帯保証人が必要）を提出していただきます。

※合格通知書をご提出いただけなかった場合は、奨学生として不採用とします。

※採用願に記載した大学と異なる大学へ進学する場合、あるいは採用願に記載した専修学校と異なる専修学校に進学する場合は採用とします（同じ区分の場合は採用とします）。

※大学を進学志望先として採用願を提出した者が専修学校へ進学する場合、あるいは、専修学校を進学志望先として採用願を提出した者が大学へ進学する場合は、不採用としますが、令和8年2月頃に募集する「令和8年度奨学生募集」に改めて応募することは可能です。

※奨学生として内定を受けた後に、奨学生を辞退することは可能です。

9 奨学金の償還方法

貸与終了の1年後から10年以内（無利子）

奨学金の貸与終了後、「借用証書」及び「償還明細書」を提出していただきます。

その際、再度、連帯保証人（採用時と同一の方）の署名等が必要となります。

10 その他

奨学生志願者の保護者等及び連帯保証人（同一生計の家族以外の方）となる方は、石巻市に居住する方とし、奨学生志願者が奨学生と採用された後、共に奨学金償還の責任を負うことになります。

《担当》

石巻市教育委員会

学校教育課 教職員係

場所：市役所4階

住所：〒986-8501 石巻市穀町14-1

電話：0225-95-1111（内線5028）